

2. 労働者側

従業員ハ集金ヲ使ク込ミタルハ総料ヲ現金ニ
シ精算セズ其他主従ニ於テ我々従業員ニ不安ヲ
興ヘルヲ如キ行動ヲ採リツ、アリタルヲ以テ己ム
得ス要消シタルモノナリト称シ解雇不為ラ鳴
ラシ態度強硬ナリ

右及申(通)報候也

勞秘第 三三六八號

昭和六年七月二十三日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏 殿

社会局長 官 殿

東京毎夕新聞大塚支局

労働争議ニ于スル件 (第二報解決)

争 6.7.27
2766

既報標記労働争議ハ前報後何等ノ行動モナク今
日ニ至ルカ本月二十日午後一時ヨリ労資会見交
渉ノ結果左記條件ニテ解決セリ